

# 泉南市教育委員会会議 令和4年第12回定例会会議録

## (1) 日時・場所

令和4年12月15日(木)

午後3時00分 開会          午後4時45分 閉会

泉南市役所 大会議室

## (2) 教育委員会出席者

富森 ゆみ子	教育長
片木 哲男	教育委員会委員(教育長職務代理者)
藪内 進	教育委員会委員
太田 淳子	教育委員会委員
湊 久晶	教育委員会委員

## (3) 事務局出席者の職氏名

桐岡 秀明	教育部次長
西本 隆志	教育部参事(学校給食センター担当)
水田 好彦	生涯学習課長
西本 哲也	教育部参事(青少年センター館長)
石橋 広和	文化振興課長
岩崎 誠	指導課長
鳴戸 大輔	人権国際教育課長

## (4) 休憩・遅刻等について

休憩 15時59分から16時21分まで

## (5) 会議録署名者の氏名

富森 ゆみ子
片木 哲男

泉南市教育委員会会議 令和4年第12回定例会 議事日程

令和4年12月15日(木) 午後3時00分 開会

泉南市役所 大会議室

日程番号	議案等の番号	件名
日程第1		開 会
日程第2		会議録の承認
日程第3	報告第1号	会議録署名者の指名
日程第4	報告第2号	教育長報告
日程第5	報告第2号	事務局報告
日程第6	報告第2号	(1) 泉南市いじめ防止基本方針の一部改正について (2) 泉南市不登校児童生徒を支援する民間事業者についてのガイドラインの制定について (3) 泉南市立学校園における新型コロナウイルス感染症等に伴う休業等について (4) 泉南市立学校における冬季休業日の変更について (5) 人権保育・教育基本方針検討委員会設置要綱の制定について
日程第7	議案第1号	泉南市立小中学校再編計画<案>について
日程第8	議案第2号	泉南市教育委員会事務局職員の処分について
日程第9		その他 ・JET プログラムメンバーについて

### 午後3時00分開会

○冨森教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから泉南市教育委員会会議令和4年第12回定例会を開催いたします。

本日は、太田委員がオンラインで御出席になっております。

出席者が過半数であり、定足数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

日程に入る前に、本日、傍聴希望の方が1名いらっしゃいます。

傍聴室の第二委員会室に入室していただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○冨森教育長 それでは傍聴人に、傍聴室の第二委員会室に入室していただきます。

(傍聴人入室)

○冨森教育長 傍聴される方をお願いいたします。泉南市教育委員会傍聴人規則により次の3点を守っていただくこととなります。

1点目は、同規則第6条により、私語、会議場の言論に対し批評し、可否の表明をしないこと。

2点目は、議事の妨害となるような行為をしないこと。

3点目は、同規則第7条により、写真、ビデオ撮影、録音をしないことです。

また、同規則第8条により、退席を命じることがございますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録の承認についてお諮りいたします。

泉南市教育委員会会議令和4年第11回定例会会議録は、既に案として委員の皆様へ配付をいたしておき、確認をいただいておりますので、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○冨森教育長 全員異議なしと認めます。

よって泉南市教育委員会会議令和4年第11回定例会会議録は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第2、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、泉南市教育委員会会議規則第13条により、教育長のほかに教育長において片木委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

次に、日程第3、報告第1号、教育長報告を議題といたします。それでは、座って失礼いたします。

(報告開始)

皆様、改めましてこんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は令和4年第4回泉南市議会定例会会期日程の都合で日程を変更いたしましたが、御対応をいただき誠にありがとうございます。

また、本日16時から泉南市埋蔵文化財センターで、市内4中学校合同の生徒会会議が開かれ、オンラインでの参加者もあるということで、教育委員会委員の皆様にもその様子を御覧いただければと思っております。議事の途中で時間が来ましたら、一旦議事を止めさせていただきますので、御了承ください。

現在、令和4年第4回泉南市議会定例会の会期中でございます。教育委員会に係る議案といたしましては、先月の教育委員会会議令和4年第11回定例会でお諮りした泉南市立文化ホール指定管理者の検討、市立学校園等の光熱費増額に伴う補正予算がございます。いずれも厚生文教常任委員会、予算審査特別委員会に付託、承認をいただいているところでございます。明日12月16日の泉南市議会本会議で付託議案の採決が行われます。

一般質問では、令和4年11月10日、泉南市教育問題審議会から答申をいただきました

「小中一貫教育の実現に向けた泉南市立小中学校再編計画について」の今後のスケジュール

ルや、不登校児童生徒への対応など、様々な角度から御質問いただいております、来週12月19日月曜日から21日水曜日にかけて質疑が行われる予定でございます。

12月4日日曜日には、泉南市PTA研究大会に出席し、「学力テストで測れない非認知能力を伸ばすために」をテーマに、Nordic Educations代表の徳留宏紀先生に御講演をいただきました。非認知能力と申しますのは、新しい概念のようにも見えますが、自制心や忍耐力といった自分と向き合う力、意欲向上心といった自己を高める力と協働性や思いやりといった他者をつなげる力をまとめた概念であり、これまで御家庭や学校で培ってきた様々な力をより意識して育てていきたいと思います。泉南市でも、学力の向上は課題の一つとなっておりますが、テストなどで測ることができる「読み」「書き」「計算」といった学力を高めるためには、非認知能力に含まれる学びに向かう力や姿勢を、まずはしっかりと育てていくことが大切だと考えております。市立学校では既に徳留宏紀先生をお招きした研修などを実施して、非認知能力の育成に努めておりますが、今回初めて受講することができ大変参考になりました。

今回の開催が令和4年最後の教育委員会会議定例会になります。私も着任してちょうど1年になります。教育委員会委員の皆様におかれましては、教育委員会会議の場などを通じ、教育に関する様々な事項を御議論いただきまして、誠にありがとうございました。令和5年も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

ただいまの報告に対し、御質問や御意見等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告を終了いたします。  
(報告終了)

次に、日程第4、報告第2号、事務局報告を議題といたします。泉南市いじめ防止基本方針

の一部改正について、岩崎指導課長から報告がございます。

岩崎指導課長。

○岩崎指導課長 失礼します。報告第2号、事務局報告(1)泉南市いじめ防止基本方針の一部改正について御報告いたします。

泉南市いじめ防止基本方針は、前回、平成31年に改正をいたしました。その際、市のいじめ問題対策連絡委員会が立ち上がるということについての改正でございました。今般、令和4年12月新たに基本方針を改正したものでございます。

資料の1枚目をめくっていただきますと、目次でございます。現行版の基本方針から大きく変わったというところはございませんが、「IV 重大事態への対処」というのがございます。残念ながら、泉南市でもいじめの重大事態が、本年度少なからず生起している中で、やはり学校が速やかに認知をし、解決に向けて対応するに当たり、この基本方針というものは大変重要な意味を持つてくると考えております。各学校におきましても、学校いじめ防止基本方針に基づいて対応していただきますことから、この改正を行っているところでございます。

9ページをお開きください。

「重大事態の意味」ということで、いじめ防止対策推進法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として、以下のとおり記されているとございます。

10ページをお開きください。

その調査を行いましたら、速やかに学校長は、市教育委員会に報告をし、市教育委員会は速やかに市長に報告を行うということとなっております。

また、10ページ「5 市長による再調査等」(1)再調査の方法 伊でございますが、「なお、被害児童生徒及びその保護者が希望される場合は、委員会での調査を経ることなく、再調査

委員会で調査することも可能です。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となります。」ということをご報告しております。

11 ページを御覧ください。

「V 関連資料」の下2つ、泉南市教育委員会指導課が作成しました様式A、様式Bがございます。

12 ページをお開きください。

今回の改正で、いじめの認知状況報告書、速やかに報告していただく様式Aというものを現在も活用しております。これを新たに基本方針に盛り込みました。

14 ページでございますが、いじめのその後の状況報告書ということで、様式Bでございます。これは認知をしてから解決に向け動き出した3か月後以降、学校からの提出をお願いするもので、解消されるまで1か月ごとに提出を継続していただくものです。その後の児童生徒の様子等をしっかりと継続観察していただくためのものということで、いじめの防止に対しましてしっかりと市として取り組んでいくというものの改正でございます。

以上、泉南市いじめ防止基本方針の一部改正についての御報告といたします。

○**冨森教育長** ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

片木委員、お願いします。

○**片木委員** 資料12ページ、様式Aの「いじめの態様」というところの上から4つ目です。「ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。」の「蹴られたりする」というのは分かるんですが、「ぶつ」という言葉と「叩かれて」というのは、どのような違いがあるのでしょうか。殴られたりと叩かれたりでは、強弱で違うというイメージがありますが、その違いが分かりやすいように、「殴られたり、叩かれたり、蹴られたり」とする方が、よりイメージ的に分かりやすいの

かなという気がいたしましたので、どのような違いがあるのか、お尋ねいたします。

○**冨森教育長** 岩崎指導課長。

○**岩崎指導課長** ありがとうございます。片木委員が御指摘いただいた様式Aの「いじめの態様」の項目につきましては、毎年度国が調査を行っているいじめの調査の項目の文言を活用させていただいております。そのため、片木委員御指摘の「ぶたれる、叩かれる」という表現のニュアンスは、学校が児童生徒からしっかり聞き取りをした後に、態様としては同じ項目になりますので、ともに恐らく「打たれる」というニュアンスで1つの項目にまとめているのかなと考えております。

以上でございます。

○**冨森教育長** 片木委員、よろしいでしょうか。

○**片木委員** はい。

○**冨森教育長** ほかに何かございませんか。  
太田委員、よろしいですか。

○**太田委員** はい、大丈夫です。

○**冨森教育長** それでは次に、泉南市不登校児童生徒を支援する民間事業者についてのガイドラインの制定について、岩崎指導課長から報告がございます。

岩崎指導課長。

○**岩崎指導課長** 引き続きまして、報告第2号事務局報告(2)泉南市不登校児童生徒を支援する民間事業者についてのガイドラインの制定について、御報告いたします。

令和元年10月に国から不登校児童生徒への支援の在り方についてという通知がありました。令和3年度、泉南市でも不登校の児童生徒

として挙がっている人数が 132 人ございます。この割合としましては、全児童生徒数の 2.8%、千人率で申しますと 28.7 人が、泉南市の不登校児童生徒数になります。

この千人率で不登校数を比較しますと、国では 25.7 人ということですので、全国の平均不登校数よりもやや上回っているというのが実情でございます。こういった児童生徒が、市立学校でない様々な場所で学びを進めていくときに、フリースクール等に通うに当たって、こういった視点を持ってやり取りをしていただくというためのガイドラインとなります。

資料の「2. 民間事業者の要件について」ということで、そういった児童生徒がそこに行く場合の(1)実施主体はどうかということがございます。一つ言わせていただきますと、「①法人、個人は問わないが、実施者及び相談・指導スタッフが不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、その指導に熱意を有していること。また、社会的信望を有していること。」とあります。続けて②・③とございます。(2)設備等につきましては、例えば「①学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な設備を有していること。」ということですよ。

めくっていただきまして、(3)相談・指導については、①から⑧のポイントがあります。(4)相談・指導スタッフについては、①・②の内容。それから、(5)学校や市教育委員会、家庭との連携についてということに注意していただきたい点、①から③のポイントがございます。

次に「3. 出席扱いの要件」です。児童生徒自身または保護者が学校でない場所で学んだことによる出席扱いがどうなるのか一番気になると思いますけれども、不登校の児童生徒がこういった民間事業者による施設において相談・指導を受けるとき、要件(1)から(4)にございますけれども、「当該施設における相談・指導が、不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであって、かつ、不登校児童生徒が

現在において登校を希望しているか否かに関わらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、学校長は指導要録上出席扱いとすることができる。」ということでございます。

令和元年 10 月の国通知で、不登校の児童生徒の社会的自立をしっかりと目指したサポート、そのための学校として民間事業者等が関わる際に持っていただきたいガイドラインをこのたび教育委員会として作成したものでございます。よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○**冨森教育長** ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

湊委員、お願いします。

○**湊委員** 「2. 民間事業者の要件についてのところ、指導スタッフが不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し」と書かれていますけれども、スキルというんですか、具体的な資格を想定して書かれているのでしょうか。

次に「(2)設備等について、保健衛生上、安全面及び管理面において適切な設備を有していること。」になっているんですけれども、児童生徒 1 人当たりの面積を想定されているということはあるのでしょうか。

○**冨森教育長** 岩崎指導課長。

○**岩崎指導課長** ありがとうございます。まず、1 点目の資格でございますが、このガイドラインにおきましては、その施設のスタッフが資格を有しているかいないかというのは、特に問うていないところです。例えば、経験を有したという点で、以前教員をしていたけれども今は退職されている方、または子どもたちを集め、広く地域で活動されておられる方等、そういった

ところを民間事業者がきちんと確認をしていたきたいということのポイントとなつてございます。

2点目の1人当たりの面積についてですが、具体的にガイドラインで数値はお示ししておりませんが、実際にその場を見に行っていたりしながら、そこが適切なのか、児童生徒が勉強することができ、また生活することができるような適した場所なのかどうかというのを、きっちり確認していただくということで考えております。

以上でございます。

○**冨森教育長** 湊委員、いかがでしょうか。

○**湊委員** ありがとうございます。

○**冨森教育長** ほかに何かございませんか。

片木委員、お願いします。

○**片木委員** 民間事業者やNPO法人なんかもそうですが、フリースクールでユニークな取組というのが話題になっていると思います。今回ガイドラインをつくられたというのは、泉南市に対して民間事業者から事業参入したいという問合せがあったからなのではないでしょうか。

○**冨森教育長** 岩崎指導課長。

○**岩崎指導課長** ありがとうございます。泉南市に要望があつてこのガイドラインを作成したということではなく、国や府も令和元年10月の通知を受け、ガイドラインがつくられつつあるということでございます。泉南市も遅ればせながらフリースクール等、学校外の学びの場所で学習していく児童生徒が今後増えていく可能性も考え、ガイドラインを作成いたしました。近隣で申しますと、泉佐野市が新たに令和3年度にフリースクールを開いたという話も聞いておりますので、不登校児童生徒の保護者にと

って、子どもが社会で自立するきっかけとなるため、どのフリースクールがいいのかどうかというところにおいては、ガイドラインを基に児童生徒が学ぶ場所をいろいろ見ていただけたらなという願いでございます。

以上でございます。

○**冨森教育長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

藪内委員、お願いします。

○**藪内委員** 保護者にとって一番大事なことと思うんですけども、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、情報提供がなされていることとありますけれども、保護者の負担割合というのはどんなものなのでしょうか。

○**冨森教育長** 岩崎指導課長。

○**岩崎指導課長** ありがとうございます。現時点では、民間事業者に関する御負担というのは、一応保護者が全額負担というのが現状でございます。

以上でございます。

○**冨森教育長** よろしいでしょうか。

太田委員、お願いします。

○**太田委員** 3点ありまして、1点目、以前教育支援センター「つばさ」を見学させてもらったことがあるんですけども、現在どれぐらいの児童生徒が通っているのか、また日中はどのように過ごしているのでしょうか。

2点目、児童生徒が実際に民間事業者に通う場合、民間事業者は泉南市内のみなのか、もう少し広域になるのでしょうか。

3点目は、対象施設は大体どれぐらいあるのかというのが気になります。

○富森教育長 岩崎指導課長。

○岩崎指導課長 ありがとうございます。まず、1点目の教育支援センター「つばさ」の在籍児童生徒数ですが、現在7名が登録しております。7名が毎日通室しているということではないのですが、通室した折には自分のペースで課題を行ったり、いろいろな指導員との会話「心の交流」などをしていると聞いております。なお、この2学期は、学校の終業式より1日早い12月22日が終業式となりますので、指導課から参加させていただいて、児童生徒に「頑張ったね」と声かけをしていきたいと思っております。

次に2点目の民間事業者の対象の範囲についてなんですけれども、これは市内・市外かわらず、どこでも結構でございます。

最後に3点目の対象施設はどれぐらいあるのかということですが、フリースクールという名前を設けている民間事業者もあれば、いろんな名前の施設がございますので、数は限りなくあるかと思っております。特に、大阪市内、泉南市から北側に行きますと、様々な施設がありますので、民間事業者が保護者から御相談を受けた際に、本ガイドラインを基に本当に子どもが学校外の場所で学ぶとなったときにこれを参考にさせていただけるものと考えております。

以上でございます。

○富森教育長 よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。

片木委員、お願いします。

○片木委員 先ほど、藪内委員が質問された件ですが、入会金、授業料（月額・年額等）について、小中学校は義務教育であるため保護者が授業料を支払うという認識はもっていないと思います。それに対してフリースクールの場合、授業料を保護者が支払うということが、かなり大きな問題だと思います。教育支援センター

「つばさ」に通っている児童生徒というのは、特に授業料を支払わずに希望者を受け入れているということになるかと思いますが、フリースクールの場合の費用負担の在り方というのを今後検討していかないといけないですよ。市がどの程度負担するのか、国の補助はあるか、保護者にどの程度負担を求めるのがいいのか、そのあたりを今後の課題として十分検討していただきたいと思っております。

○富森教育長 岩崎指導課長。

○岩崎指導課長 ありがとうございます。いわゆる義務教育にある児童生徒が通うフリースクールではございますが、学校教育法第1条に定められている学校であれば、義務教育は無償となります。ただ、フリースクールということになりますと、放課後にいろいろ学んでいる学習塾、スポーツクラブ、そういったところと同じ考え方になるのかなと思っております。ただ、片木委員がおっしゃるように、やはりこういった児童生徒より、フリースクールを利用しやすくするための施策を我々は考えていかなければならないと思っておりますので、今後もそういった意味での検討もしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○富森教育長 片木委員、お願いします。

○片木委員 放課後に保護者が自由に選んで通うところとはちょっと違うと思えますね。出席扱いの要件がありますように、フリースクールに行っておれば、一応出席扱いにするということですから、市立学校と同じような捉え方をしていると思うんです。放課後に学習塾に行く感覚とは違うと思えます。そのあたりの整理をしていかないと、なかなか定着していかないんじゃないかなと思います。今は多様な学び方や、学校になじめない児童生徒をフリースクールで受け入れるということが話題になっていま



すので、単なる放課後の学習塾とか、そういうものとは根本的に違うと思っておりますので、そのあたりの整理をしていただきたいと思います。

○**冨森教育長** 岩崎指導課長。

○**岩崎指導課長** ありがとうございます。また近隣市の取組も参考にしながら、調査研究してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○**冨森教育長** よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。

それでは、続きまして、泉南市立学校園における新型コロナウイルス感染症等に伴う休業等について、岩崎指導課長から報告がございません。

○**岩崎指導課長** 報告第2号、事務局報告(3)泉南市立学校園における新型コロナウイルス感染症等に伴う休業等について御報告をいたします。

期間は、令和4年11月1日から同年12月6日まででございます。

事案といたしましては、11月20日の日曜日、一丘中学校ということで、期間が11月21日の月曜日から11月23日の水曜日までの3日間学級閉鎖を行いました。新型コロナウイルス感染症による閉鎖等は少なくなっているものの、一方で流行性感冒という要素も見られますので、寒くなった季節、しっかりと児童生徒が健康で通えるよう注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○**冨森教育長** ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

次に、泉南市立学校における冬季休業日の変更について、岩崎指導課長から報告がございません。

○**岩崎指導課長** 報告第2号、事務局報告(4)泉南市立学校における冬季休業日の変更について、御報告いたします。

対象校は、泉南中学校でございます。変更前期日は、令和4年12月25日から令和5年1月7日までということでしたが、変更後期日を令和4年12月25日から令和5年1月5日までといたします。対象は3年生の生徒134名でございます。

変更の理由といたしましては、流行感冒及び新型コロナウイルス感染症に係る学級閉鎖及び学年閉鎖により不足した授業時数を確保するためでございます。この学級閉鎖は、先ほどの事務局報告(3)泉南市立学校園における新型コロナウイルス感染症等に伴う休業等についてはありませんが、流行性感冒による学級閉鎖を行いました。また、一部新型コロナウイルス感染症の生徒がいたということで、泉南中学校で約1週間近く3年生が学級閉鎖と学年閉鎖を行ったため、授業時数を確保したいということで変更をさせていただきます。

以上でございます。

○**冨森教育長** ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

では、次に、人権保育・教育基本方針検討委員会設置要綱の制定について、鳴戸人権国際教育課長から報告がございません。

鳴戸人権国際教育課長。

○**鳴戸人権国際教育課長** それでは、事務局報告(5)人権保育・教育基本方針検討委員会設置要綱の制定について御説明申し上げます。

お配りしています資料1ページ目を御覧ください。

設置目的、第1条になっておりますが、平成18年12月に人権保育基本方針、そして平成20年3月に人権教育基本方針が策定されてから20年近くが経過していることもあり、その間に、

文部科学省から、人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]が出され、様々な新しい法律もできたこともあり、この間の様々な流れも踏まえました、新しい人権保育・教育基本方針を策定するための検討委員会を設置したいと考えております。

これまでは、人権保育基本方針と人権教育基本方針は別々の方針をつくっていたのですが、就学前児童から小・中学校、そして市民向けの教育方針を一つの方針としてつくらせていただきたいと考えているところでございます。

年明けの令和5年1月から3月にかけて検討委員会、それから作業部会等を複数回重ねまして方針を策定していきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○冨森教育長** ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で本報告を終了いたします。

そのほか事務局から追加で報告はございませんか。

ないようですので、事務局報告を終了いたします。

それでは、次に、日程第5、議案第1号、泉南市立小中学校再編計画<案>について及び、日程第6、議案第2号、泉南市教育委員会事務局職員の処分についてでございます。

議案第1号、泉南市立小中学校再編計画<案>については、計画策定に影響を及ぼす可能性があること、議案第2号、泉南市教育委員会事務局職員の処分については、個人情報を含む内容であるため、2つの議案については、泉南市教育委員会会議規則第8条第1項の規定により、秘密会として議論することを発議いたします。

議論を公開しない秘密会にするには、泉南市教育委員会会議規則第8条第1項の規定によ

り、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数の議決を要し、かつ、同条第2項により、討論を行わないでその可否を決しなければならないと規定されております。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、泉南市立小中学校再編計画<案>について、議案第2号、泉南市教育委員会事務局職員の処分については、公開しない秘密会により議論をすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

**○冨森教育長** 全員異議なしと認めます。

よって議案2件につきましては、秘密会により議論をすることに決定いたしました。

恐れ入りますが、傍聴室での傍聴用放映を中断いたします。

(傍聴室での放映を中断)

**○冨森教育長** それでは、日程第5、議案第1号、泉南市立小中学校再編計画<案>についてを議題といたします。本議案の説明を桐岡教育部次長からお願いいたします。

桐岡教育部次長。

**○桐岡教育部次長** それでは、議案第1号、泉南市立小中学校再編計画<案>について、説明させていただきます。

今回、各委員に配付させていただいております資料は2つになります。泉南市立小中学校再編計画<案>が添付された議案第1号の議案書、議案第1号資料として、A3判の「泉南市立小中学校再編計画<案>たたき台への意見、反映」となります。

まずは、議案書を御覧ください。

1ページ目になりますけれども、提案理由として、泉南市立小中学校の再編を進めるに当たり、基礎となる計画を作成する必要があるため、泉南市立小中学校再編計画<案>を作成し、提

案するものとしております。

次のページ以降に添付されております再編計画<案>は、泉南市教育問題審議会からの答申に沿って泉南市立小中学校再編計画<複数案>から泉南市立小中学校再編計画<案>として作成したものになります。それでは、ページをおめくりください。

再編計画<案>の目次を御覧ください。

本再編計画<案>は、「はじめに」以降4章と参考資料から構成されております。

ページをめくっていただいて、2ページから3ページを御覧ください。

まず、「1. 泉南市が目指す小中一貫教育の実現に向けて」といたしまして、本市の再編計画の考え方の基軸としております小中一貫教育の実現に向けた再編計画への取組経緯を記載しております。

「(1) 平成 29 (2017) 年教育問題審議会答申」、「(2) 小中一貫教育実現に向けた再編計画の方向性」、「(3) 泉南市立小中学校再編計画<複数原案>の作成」、「(4) 泉南市立小中学校再編計画<複数案>の作成」、「(5) 令和4年泉南市教育問題審議会答申」としております。

4ページになります。

令和4年11月に泉南市教育問題審議会から示されました答申の趣旨を掲載しております。

5ページ、「2. 泉南市立小中学校再編計画<案>について」といたしまして、計画の概要を記載しております。

まず、再編計画は、全体期間を40年といたしまして、おおむね10年を1区切りとした4つの期間で構成されること。次に、答申に基づき、現在の4中学校区を残し、義務教育学校を1校、小中一体校を3校とすることを基本とすること。そして、それ以下には各期におけます学校再編についてエリア別に記述しております。

ページをおめくりいただきまして、6ページになります。「(2) 学校再編の流れ」といたしまして、5ページの学校再編の流れを図に表したものです。なお、答申に基づきまして、(仮称)

西信達義務教育学校の開校後、1年から2年をめどに教育課程の内容、教育環境等について検証と計画見直し時期の検討。計画全体の間段階となる15年後に、再編計画の見直し時期を設定しております。

7ページ、「(3) 各期末における学校配置図」といたしまして、計画各期の完了時におけます学校の配置を図に表したものを掲載しております。

8ページ、「3. 再編計画の進め方について」といたしまして、答申で示されました4つの課題とともに、本計画の進捗と並行して進めていく必要がある取組を記載しております。

「(1) 「新しい学校の創造」を確実に推進するために」といたしまして、施設の複合化など議論を行うため、有識者や学校、行政関係者で構成する検討委員会の設置。地域の方や関係者によるワークショップにより意識の共有を図って、行政内部で専門的に担う部署等を設置すること。

「(2) 小中一貫教育カリキュラムを編成するために」といたしまして、従来のおりキャリア教育、外国語教育(国際理解教育)、ICT教育を軸とした取組を強化して、これまでの就学前施設との連携についても取組を継続すること。

「(3) 子どもの通学時の安全・安心を確保するために」といたしまして、地域との連携による見守り活動を含め、通学バスの導入検討や通学路をはじめとした交通環境の改善に努めること。

「(4) 調整区を解消するために」といたしまして、新しい学校建設に向けて地域間交流を積極的に推進し、地理的環境、交通環境等を考慮して学校区の設定と指定校制度の柔軟な運用に努めていくことを述べております。

9ページ、「4. 再編計画の見直しについて」でございます。こちらは、答申で示された見直しに関する事項を記載しております。

①(仮称)西信達義務教育学校を開校した後、1年から2年を目途に教育課程の編成内容等

について検証し、再編計画の見直し時期を検討していきます。

②再編計画の実施から 15 年後に再編計画の見直し時期を設定して、児童生徒数の推移に注視しつつ、校区再編も含めて検証し、見直しを進めてまいります。

③再編計画の見直しにあたっては、教育問題審議会等で改めて調査審議を行うことを述べております。

10 ページを御覧ください。以降は目次に書いておりましたとおり、再編計画に関する参考資料、これまでの再編計画<複数原案>、再編計画<複数案>に記載していたものも含めてまとめて掲載しております。

11 ページには、令和 3 年教育問題審議会諮問書を、11 ページから 12 ページにわたっては、令和 4 年教育問題審議会答申の抜粋を載せております。13 ページには、教育問題審議会の開催状況を、14 ページには、校区マップ（学校再編後のイメージ）を載せております。

15 ページ、再編計画策定に向けたスケジュールとして、これまでの進捗状況と今後の予定を、16 ページ以降につきましては、再編計画に使用した「老朽化に関するデータ」、「少子化に関するデータ」、18 ページには、「学校再編時の児童生徒数の推計データ」、19 ページには、「学校再編に必要な費用の試算データ」、「小規模校及び適正規模校のメリット等」を掲載しております。

20 ページ、「泉南市の小中一貫校の類型」、「再編計画の検討段階で掲げた課題」を掲載しております。

21 ページから 22 ページにおきましては、「泉南市が進める小中一貫教育」についての基本的な考え方を掲載しております。

22 ページから 23 ページにかけては、本市が進める小中一貫教育についての基本的な考え方としまして「新しい時代の学びに対応した学校施設の在り方」、23 ページには、「小中一体校等の具体的なイメージ（先進自治体事例）」

を載せております。

ページ変わって 24 ページ、「泉南市立小中学校再編計画の検討段階と計画名称について」を記載しております。

25 ページには、「泉南市立小中学校再編計画<複数原案>の内容について」を載せておまして、26 ページには、同じく「泉南市立小中学校再編計画<複数案>の内容について」を掲載しています。

議案第 1 号の別紙資料 1 に基づきまして、各委員からいただいた意見も踏まえた上で、修正部分を反映したものとなります。

以上、簡単ではございますけれども、議案第 1 号、泉南市立小中学校再編計画<案>についての説明になります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○**富森教育長** ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

15 時 55 分くらいに一旦休憩に入りたいと思いますので、それまでに何かございましたらお願いたします。

湊委員、お願いたします。

○**湊委員** 15 ページの再編計画策定に向けたスケジュールの一番下、令和 5 年の間違いだと思えます。

○**富森教育長** 桐岡教育部次長、お願いたします。

○**桐岡教育部次長** 御指摘のとおり、これは令和 5 年ですので修正したいと思います。ありがとうございます。

○**富森教育長** ほかに何かございませんか。  
片木委員。

○**片木委員** 1 点お聞きしたいことがあるんですけども、再開してからでよろしいですか。

○**冨森教育長** 内容をお聞きしておいてもよろしいですか。

○**片木委員** 議案第1号資料の件ですが、今回意見を書きました信達小中学校ですが、再編計画<複数原案>の時点では現信達小学校敷地に信達小中学校を設けるということがあったと思います。

それから今回見直しの一つとして、現信達中学校敷地も候補にする考え方が書かれています。どうして候補の一つとして現信達中学校の敷地に新築することが浮上してきたのでしょうか。現信達中学校へ行く途中には、踏切が3か所あると思います。スーパーマーケット前がメインの踏切です。次に「信達牧野」交差点から府道和歌山貝塚線を南西方面に進むと信号があり「大鳥居」交差点を左手へ行くと踏切があり渡ることができます。その間に小さい踏切があって、これは車があまり通らないような踏切です。もし信達小中学校が現信達中学校に設けられるとなると、信達大苗代や信達市場地域、信達牧野北・信達牧野中地域の児童生徒のほとんどがスーパーマーケット前の踏切を渡っていくと思われれます。この踏切は皆さん御承知のように、地元では「開かずの踏切」と呼んでいます。和泉砂川駅は快速停車駅ということで、各駅停車が一旦和泉砂川駅で停まる。それから、特急くろしおが通過する際は各停・快速を問わず、特急くろしおの通過を待つという駅になっておまして、車を利用する者はあの踏切は非常に困った踏切になっています。なぜそういうところが候補として浮上してきたのでしょうか。泉南市教育問題審議会でも、阪和線より山手に学校がないことが問題となったのでしょうか。避難所の役割として大事であるとか、あえて敷地が狭い学校に新しい学校を持っていく必要はどこにあるのかなと考えます。資料8ページの「3. 再編計画の進め方について」ですが、子どもの通学時の安全・安心を確保するという意味から現信達中学校に信達小中学校

を設けることが、安全・安心の確保に合致するのでしょうか。阪和線より山手に信達小中学校を設けることは、通学上の安全・安心という面では非常に問題が多いと思っております。

ここの回答書に書いてありますが、和泉砂川駅前の道路と、その踏切の危険性は十分承知しています。今申し上げた再編計画<案>8ページの「(3) 子どもの通学時の安全・安心を確保のために」で、通学路及び学校周辺の道路等の交通環境の改善に向けて最大限の対応を進めてまいりますというんですが、和泉砂川駅の山手の状況を見ますと変えようがないわけですね。皆さん御存じのように、蛇行した道を通って、そこに小学校低学年の児童があつた踏切を渡って、狭い道を通っていくのは非常に危険だと思っております。通学路を選びようがありません。例えば信達大苗代、信達市場の児童がスーパーマーケット前の踏切を通らず、もう少し和歌山側の真ん中の小さな踏切を通りなさいなんて、不可能な話だと思えます。阪和線より山手に学校がないということが大きな問題となります。私は現信達中学校の跡地に信達小中学校を設けるという案が急浮上してきたという印象を持っています。

泉南市教育問題審議会でもどのような検討がなされ、こういう考えに至ったのかなということをお聞きしたいです。

○**冨森教育長** 議事を中断しまして、冒頭でお話ししました、市内4中学校合同の生徒会会議の発表を見たいと思っておりますので、ここで休憩に入りたいと思います。

(休憩)

○**冨森教育長** それでは、議事を再開いたします。

先ほどの片木委員からの御意見に対しまして、答弁をお願いします。

桐岡教育部次長。

○**桐岡教育部次長** 泉南市立小中学校再編計画<案>の資料につきまして、主に泉南市教育問題審議会での議論の内容と、なぜ信達小中学校の新築場所についてそのような案が出てきたのかと、それに関する御懸念かと思えます。

まず、泉南市教育問題審議会での議論につきましては全部で8回開催したわけですが、その中身は、まず各委員が考えていることの発表や、二、三人でのグループ討議の上発表していただくのと、ある程度委員の思いを出していただいております。

その中で最初も最後も出てきたのが、「JR 阪和線より山手に学校が必要ではないか。」という意見が複数人の委員から毎回出てくるということがありました。その中で出たのが地域バランスがよいということですが、それについては泉南市総合計画に基づくまちづくりを進めていく上で、地域バランスというのを大切にしていきたいとありましたので、改めて信達中学校の敷地におけます新たな小中学校の可能性を検討したところ、数字的には可能でありましたので、今回、泉南市教育問題審議会会長、副会長とも相談した上で、その可能性として現信達中学校に建てるということも残していこうという話になったので、今回案として記載しているものでございます。

なお、具体的に実際どちらに建てるかどうかという議論は、当然今後の信達地区の児童生徒数とか、信達地区のワークショップの中で地域の方と話した上で決定していくものだと考えておりますので、現在のところあくまで可能性を記載したものと認識しております。

以上でございます。

○**冨森教育長** 片木委員、いかがでしょうか。

○**片木委員** 地域バランスと言われますが、阪和線より山側に学校がないので学校を建築してバランスを取りましょうかと、安易に聞こえ

るのではないかなと懸念しています。阪和線より山側に学校を建築することについては、合理的な理由があつて、確かにこれは必要だなというのであればいいんですけども、現信達中学校というのは、池を埋立てて建てたものですし、周りはもう広げようがありません。それに対して現信達小学校の場合は、プールを除却したということで、その跡地があり、近隣から学校用地を新たに取得できるという可能性があると思います。小中学校再編計画を検討している段階では、新規の用地取得は考えていないということをおっしゃいましたが、やはり現信達小学校跡地の方が敷地が広いわけですし、それから通学路も幾つかあるわけですね。これからどのような検討になるか分かりませんが、地域住民の方々が御判断されることになると思われます。地域バランスを考えるとおっしゃいますが、合理的な理由があればいいんですが、阪和線の山手に学校がないというその言葉を安易に使わないほうがいいと思います。

○**冨森教育長** 桐岡教育部次長。

○**桐岡教育部次長** 御指摘いただいた点で、特に通学路の危険性というのは確かに御指摘のとおりだと考えておまして、教育問題審議会でも一番よく出ていた課題点だと認識しております。この通学路の危険性の課題というのは小中学校の敷地をどこにするかに関係なく、必ず対応すべきところだと考えておりますので、そこについては今後議論というのはどうなるか分かりませんが、必ず最優先で対応していく必要があると認識しております。新たな学校を建てる場所をどこにするかというのは、地域の方の意見というのを必ず重要視していくべきだと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○**冨森教育長** ほかに何かございせんか。  
湊委員、お願いします。

○湊委員 先ほど片木委員が言われたように阪和線より山側に学校がないからというのは安易な考え方だと、ないからつくったらいいということだけだとしたら、私もそう思うんですけども、まだ現西信達小学校中学校が(仮称)西信達義務教育学校になってから一、二年後に見直し、その後も何回か見直す機会があると思います。その頃になると問題になっている阪和線の踏切も JR 西日本もそういう認識をもっておられ、地域住民の方もかなり運動をされているということも聞いていますので、何か変化、あるいは改善があるかもしれませんので、もう少し状況を見守ってはいかがでしょうか。そして、小中学校再編計画が進んでいく間に見直しを進め、児童生徒が安心して学校に通える、また保護者が安心して子どもたちを送り出せる、そういうような学校づくりができればと思っています。

以上です。

○冨森教育長 桐岡教育部次長。

○桐岡教育部次長 ありがとうございます。御指摘のとおり、教育問題審議会の中でこちらが諮問した事項については見直しについての御意見をいただきたいというのを必ず依頼しておりましたので、それに対しましては教育問題審議会からは(仮称)西信達義務教育学校が開校してから一、二年のときには、教育内容も含めて検討しなさいということ、もう1点15年後には再編計画の見直しをするようにという答申をいただいております。先ほどから御指摘いただいておりますとおり、少なくとも2回見直しのタイミングがございますので、その際にそれまでの児童生徒数の検証、まちづくりの進捗具合も含めて、この計画については見直していくと考えております。それにつきましては、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○冨森教育長 よろしいでしょうか。

○湊委員 はい。

○冨森教育長 ほかにございませんか。  
藪内委員、お願いします。

○藪内委員 資料23ページ「15. 小中一体校等の具体的なイメージ(先進自治体事例)」として、新潟県三条市立三条嵐南学園と大阪府和泉市立南松尾はつが野学園が掲載されておりますが、ここは現地視察に行かれたのでしょうか。それと、行かれたときの感想、意見等とか掲載していただければよく分かるのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○冨森教育長 桐岡教育部次長。

○桐岡教育部次長 新潟県三条市立嵐南学園、和泉市立南松尾はつが野学園についても視察は行っております。ただ、行ったメンバーが違いますので、見る視点が変わってくるかと思いますが、行ったメンバーに聞いて感想やこれらの学校の特徴等を横の空欄に掲載していけたらと思います。ありがとうございます。

○冨森教育長 よろしいでしょうか。  
太田委員、いかがですか。

○太田委員 そうですね。上手くつくっていただいているなと思っております。例えば小中学校再編計画の見直しについてですけれども、一、二年をめぐるとのことと、15年後ということで二度いろんなことの見直しと書いていただいておりますが、例えば年数というのもそうですし、児童生徒数という点において、1校ですごく人数が急に減ったとか、住宅地が開発されて1校ですごく人数が増えたとか、児童生徒数の増減というのは見直しの基準ということか

ら外れるということですか。あくまでも年数ということを中心としてとっておくといいいんですか。

○富森教育長 桐岡教育部次長。

○桐岡教育部次長 見直しのタイミングについて、今回2つ決定させていただきましたけれども、見直しの基準につきましては、児童生徒数の推移というのは一番重要なポイントだと考えておりますので、この2つのタイミングに合わせて児童生徒数の推移というのは当然見ていく必要があります。また、児童生徒数の推移によって書いている再編計画について大きな変更をする必要も出てくるのであれば変更していきたいと考えております。

○富森教育長 よろしいでしょうか。

○太田委員 はい、分かりました。

○富森教育長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で質問・意見等を終了いたします。

本日幾つか御指摘いただきましたが、修正につきましては事務局に御一任いただき、内容は精査して完成させていただくということによろしいでしょうか。

それでは本日この件について、採決させていただきます。

それでは、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○富森教育長 全員異議なしと認めます。

よって議案第1号は承認することに決定いたしました。



[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○**冨森教育長** それでは、教育委員会事務局職員に再度入室してもらい、傍聴室での傍聴用放映を再開いたします。  
(教育委員会事務局職員入室)  
(傍聴室での放映を再開)

○**冨森教育長** それでは、日程第7、その他、JET プログラムメンバーについて、鳴戸人権国際教育課長から説明があります。  
鳴戸人権国際教育課長。

○**鳴戸人権国際教育課長** 失礼いたします。私から、その他(1)泉南市JETプログラムメンバーについて御説明申し上げます。  
資料を御覧ください。

上の方にあります網かけをしていますお二人につきまして、「カイリーアン・セツコ・ヤスタケ」と「アマー・アルナキープ」さんにつきましては、任期の途中ではあるんですけれども、個別の事情によりまして退職願が出ております。教育委員会事務局でも決裁を行いまし、退職ということになっております。

10月7日付で退職になりましたアマー・アルナキープさんの後任につきましては、令和5年1月に着任予定となっております。こちらに着任次第、教育委員会会議でも御報告させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○富森教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これまでの報告、議案のほかに、御質問や御意見等はありませんか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、泉南市教育委員会会議 令和4年第12回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時45分開会

署名 ( )

( )